琉球大学学術リポジトリ

「共同不法行為と過失相殺」に関する覚書

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学法文学部
	公開日: 2007-09-03
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 北河, 隆之, Kitagawa, Takayuki
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1610

「共同不法行為と過失相殺」に関する覚書

はじめに

琉球大学大学院法務研究科教授・弁護士

北

泂

隆

之

裁第二小法廷は、複数の加害者の過失及び被害者の過失が競合する一つの交通事故において、複数の加害者による 渡したが、過失相殺に関して、いわゆる相対的過失相殺を採用した。しかし、平成一五年七月一一日に至り、 通事故と医療過誤の競合について、共同不法行為の成立を肯定する判決(2) 最髙裁第三小法廷は、平成一三年三月一三日、従来の学説では共同不法行為の成立に否定的な見解が多かった交 (以下「平成一三年判決」という)を言い 、最高

なる。本稿は、この問題についての若干の検討をするものである。 (4) 五年判決」という)を言い渡したため、この二つの判決をどのように位置づけて、整合的に理解すべきかが問題と 共同不法行為の成立を認めた上で、過失相殺に関しては、いわゆる加算的過失相殺を採用する判決 (3)

(以下「平成一

前提としての共同不法行為論

同不法行為が成立することを前提としているので、過失相殺の前提問題として若干の感想を記しておきたい 平成一三年判決も平成一五年判決も、当該事件において複数の加害者間に(おそらく民法七一九条一項前段の)共

項前段の共同不法行為(狭義の共同不法行為)が成立する場合には、加害者は損害全部について(不真正)連帯費 任を負い、自己の寄与度を立証しても減費は認められない(抗弁となり得ない)ということであろうが、それすら 学説における共同不法行為論は現在も混迷状態を脱していない。最大公約数的にいえることは、民法七一九条一 ことがあるとすれば、それは本末転倒であろう。

ことを目的とした政策的規定であるから、条文の解釈にあたっても、できる限りその目的を実現できるような解釈 をとるべきではないかと思われるが 、理論の精緻化の結果として、民法七一九条の本来の趣旨が没却されるような(8) 緻化は、結果的に被害者の救済を手薄にする方向に作用した。もともと、民法七一九条は被害者救済を手厚くする 批判的で、寄与度減費が認められないという強力な効果を認める以上、「共同」という要件は、それに相応しいもの 判例の趨勢は、これを緩やかに捉え、共同不法行為の成立範囲を広く認める傾向にあった。 学説の大勢は、これに判例の趨勢は、これを緩やかに捉え、共同不法行為の成立範囲を広く認める傾向にあった。 に絞り込むべきである、という発想のもとに理論の精緻化に努めてきた。しかし、学説による共同不法行為論の精 拠してきたといってよいであろう。どのような場合に客観的関連共同があると考えるのかは明確でなかったが、裁 えた場合」として、いわゆる客観的関連共同説をとることを明らかにして以来、下級審裁判例も概ねこの立場に依 法七一九条一項前段の「共同」の意味について、「共同行為者各自の行為が客観的に関連し共同して違法に損害を加 最判四三年四月二三日民集二二巻四号九六四頁・判例タイムズ二二二号一○二頁(山王川事件)が、民

者間に共同不法行為の成立を肯定すべきかどうかを判断する際には、この視点が不可欠である。 害者間における損害の公平な分担は実現できる。問題の実質は、裁判の手間と(加害者の一部の)無資力のリスク であるが、複数加害者間で、被害者との関係において共同不法行為の成立が肯定され、全部(不真正)連帯贁任が 肯定されても、 寄与度が小さい者に全部責任を負担させるのは公平ではない、という問題意識が共同不法行為論の精緻化の契機 他方の加害者に負担させるのが公平か、それとも被害者に負担させるのが公平か、という点にある。複数加害 加害者間においては過失割合または寄与度に応じた求償は認められるのであるから、その段階で加

事件においては寄与度に応じた分割責任を認める場合があってもよいと思われるが、そうした事情のないケースに 害事件において始まる。個別的因果関係の立証の困難性、巨額な賠償総額という事情を考慮すると、 共同不法行為の成否が問題となるケースは、 その全てを同一に論じて妥当な結論をえることができるのであろうか。共同不法行為論の精緻化は複合汚染公 複合汚染公害、二重事故、交通事故と医療過誤など、 複合汚染公害 多岐にわたる

意味について、判例のような客観的関連共同説が現在でもなお妥当性を有すると考える。 以上のような問題意識から、筆者は、複合汚染公害などは格別、 一般的には、民法七一九条一項前段の「共同」の

まで同じような考え方を適用することは問題であろう。

Ξ 平成一三年判決

自転車に乗っていたA(事故時六歳)がタクシーと衝突し、負傷した。AはY(医療法人)経営の病院に搬送さ 事案の概要

けに来るように」とか、「何か変わったことがあれば来るように」など一般的指示をしたのみで帰宅させた。ところ 頭部CT検査を行ったり、 れたが、病院長であるB医師は、軽微な事故であると考え(頭部レントゲン撮影では頭蓋骨骨折は発見しなかった)、 病院内で経過観察をするまでの必要はないと判断し、Aとその母親に、 「明日も診察を受

帰宅させるにしても、看護者に対し、硬膜外血腫の発生に至る脳出血の進行が発生することがあること及びその典 除去を行えば高い確率で救命可能性がある。 死因は、 頭蓋外面線状骨折による硬膜外動脈損傷を原因とする硬膜外血腫であった。 B医師には、 患者を病院内にとどめて経過観察をするか、 硬膜外血腫は早期に血腫 やむを得ず の

が、Aは帰宅してから、次第に容体が悪化し、救急車で搬送された別の病院で約九時間後に死亡した。

型的な症状を具体的に説明し、慎重な経過観察と、硬膜外血腫の症状の疑いが発見されたときは直ちに医師の診察 三〇%の過失(交差点に進入するに際しての一時停止義務違反、左右の安全確認義務違反)がある。XがYに対し を受ける必要があること等を教示、指導する義務があるのに、これを懈怠した過失がある。他方、Aの両親Xにも、 Aの経過観察や保護義務を懈怠した過失があり、その過失割合は一○%である。また、交通事故について、Aには

2 原審の判断

て医療過誤に基づく損害賠償を求めた(タクシー会社はXの補助参加人となっている)。

事故の各寄与度はそれぞれ五割と推認できるから、Yが賠償すべき損害額は、Aの死亡による全損害(弁護士费用 不法行為者は各不法行為の損害発生に対する寄与度の分別を主張することができる。③本件では、交通事故と医療 体の一部を時間的前後関係において構成し、その行為類型が異なり、行為の本質や過失構造が異なる場合には、 害者は各不法行為者に対して全額の損害賠償を請求することもできる。②しかし、個々の不法行為が当該事故の全 因競合の寄与度を特定して主張立証することに困難を伴うので、被害者保護の見地から、共同不法行為として、 を除く)四〇七八万円余の五割である二〇三九万円余から、医療事故における被害者側の過失一〇%を過失相殺し 原審 (東京髙判平成一○年四月二八日) は、①Aの死亡は、交通事故と医療過誤が競合して発生したもので、(□) 被 各 原

费用五○万円を控除し、これに弁護士费用一八○万円を加算した三八○○万円余の支払を命じた。 万円余につき一〇%の過失相殺をした三六七〇万円余から、交通事故を起こしたタクシー会社から支払われた葬儀 Xが上告したところ、 最高裁は②と③の判断は是認できないとして、これを破棄し、 Yに対し、 全損害四〇七八

3

最高裁判決(11)

た上で弁護士費用一八〇万円を加算した二〇一五万円余である、と判断した。

【共同不法行為に関する判示】

事故後搬入された被上告人病院において、Aに対し通常期待されるべき適切な経過観察がされるなどして脳内出血 賠償すべき損害額を案分、 民法七一九条所定の共同不法行為に当たるから、各不法行為者は被害者の被った損害の全額について連帯して責任 件交通事故と本件医療事故とのいずれもが、Aの死亡という不可分の一個の結果を招来し、この結果について相当 が早期に発見され適切な治療が施されていれば、高度の蓋然性をもってAを救命できたということができるから、本 損害賠償を受けられるとしている民法七一九条の明文に反し、これにより被害者保護を図る同条の趣旨を没却する との関係でも相当因果関係に立つものとして、各不法行為者はその全額を負担すべきものであり、各不法行為者が いと解するのが相当である。けだし、共同不法行為によって被害者の被った損害は、各不法行為者の行為のいずれ もって被害者の被った損害の額を案分し、各不法行為者において責任を負うべき損害額を限定することは許されな いても別異に解する理由はないから、被害者との関係においては、各不法行為者の結果発生に対する寄与の割合を を負うべきものである。本件のようにそれぞれ独立して成立する複数の不法行為が順次競合した共同不法行為にお 因果関係を有する関係にある。したがって、本件交通事故における運転行為と本件医療事故における医療行為とは 原審の確定した事実関係によれば、本件交通事故により、 限定することは連帯関係を免除することとなり、共同不法行為者のいずれからも全額の Aは放置すれば死亡するに至る傷害を負ったものの、

【過失相殺に関する判示】

こととなり、損害の負担について公平の理念に反することとなるからである。」

不法行為であり、各不法行為については加害者及び被害者の過失の内容も別異の性質を有するものである。ところ 「本件は、本件交通事故と本件医療事故という加害者及び侵害行為を異にする二つの不法行為が順次競合した共同

合をしん酌して過失相殺をすることは許されない。」 加害者と被害者との間の過失の割合に応じてすべきものであり、他の不法行為者と被害者との間における過失の割 して相対的な負担の公平を図る制度であるから、本件のような共同不法行為においても、過失相殺は各不法行為の 過失相殺は不法行為により生じた損害について加害者と被害者との間においてそれぞれの過失の割合を基準に

四 平成一五年判決

1 事案の概要

反で対向車線を進行してきたC車(運転者C)と衝突したという、三車輌が関与した事故である。 このような事故で、Yに対して、Xは、自己に生じた損害につき、Xと自動車共済契約を締結していた交通共済 **違法駐車車両Y車(運転者B)を避けるために中央線からはみ出して進行したX車(運転者A)** が、 制限速度違

協同組合Xは、X及びCに生じた損害につき代位により、それぞれ賠償を求めた。 審(津地判平成一三年六月二七日)は駐車車両Y車には過失がない(自賠法三条但し書きにより免責される)

ては「車を対向車線にはみ出して進行させた過失」、C車については「速度違反、安全運転義務違反の過失」である。 については「非常点滅灯等を点灯させることなく、車を駐車禁止の車道にはみ出して駐車させた過失」、X車につい ということで請求を棄却したが、第二審はそれぞれの車に過失を認めている。第二審が認定した過失内容は、Y車

過失割合は、Y車:X車:C車=一:四:一と認定されている。

万五一七四円の填補を受け、Xから保険金一三六万〇六九六円の填補を受けている。Xは、右の一三六万円余のほ Xの損害額は二七○万三一一○円、Cの損害額は五八一万一四○○円である。XはCから示談契約に基づき三六二

払を受けている。 Cとの示談契約等に基づきCに対して四七四万七六五四円を支払い、 他方、 自賠資保険から一二〇万円の支

2 原審の判断

一審(名古屋高判平成一四年七月一七日)の求償額の算定方法は極めて難解であり、 内容に過誤もあるので(12)

過失相殺に関わる部分に限定して、その考え方を紹介するに止める。

X車:C車=一:四:一という過失割合となるので、そのうち六分の四は自分で負担しなければならず、これを差 対的過失割合に基づく加算的過失相殺によって算定している。xには、二七○万三一一○円の損害があるが、Y車: し引いた残りの九○万一○三六円が上限額となる。Cには、五八一万一四○○円の損害があるが、同様に、そのう 第二審は、まずXとCが損害賠償を受けることができる金額の上限を設定する。この上限額の設定は、 後述の絶

ち六分の一は自分で負担しなければならず、これを差し引いた残りの四八四万二八三三円が上限額となる。 XとYとの過失割合は四対一であり、XとCとの過失割合も四対一であるから、XはYとCに対して、それぞれニ 次に、XがYとCに対してそれぞれ請求できる額について、後述の相対的過失相殺によって算定する。すなわち、

とCとの支払義務が競合する範囲(連帯部分)は一八万〇二〇八円[=五四万〇六二二円×二―九〇万一〇三六円] 七〇万三一一〇円の五分の一である五四万〇六二二円を、前述の上限額九〇万一〇三六円の限度で請求できる。Y

五分の四である四六四万九一二〇円を請求できる。他方、CとYとの過失割合は一対一であるから、CはYに対し は五八一万一四○○円であるが、CとXとの過失割合は一対四であるから、CはXに対して五八一万一四○○円の CがXとYに対してそれぞれ請求できる額についても、 相対的過失相殺によって算定する。すなわち、 Cの損害

三円の限度で請求できる。XとYとの支払義務が競合する範囲(連帯部分)は二七一万一九八七円〔=四六四万九 て五八一万一四〇〇円の二分の一である二九〇万五七〇〇円を請求できる。これらを前述の上限額四八四万二八三

一二〇円+二九〇万五七〇〇円―四八四万二八三三円〕となる。三円の限度で請求できる。XとYとの支払義務が競合する範囲

3 最高裁判決(13)

最髙裁は次のように判示して、原判決を変更した。

図ろうとする民法七一九条の趣旨に反することになる。」 ることは、被害者が共同不法行為者のいずれからも全額の損害賠償を受けられるとすることによって被害者保護を すべきである。これに反し、各加害者と被害者との関係ごとにその間の過失の割合に応じて相対的に過失相殺をす 失による過失相殺をした損害賠償額について、加害者らは連帯して共同不法行為に基づく賠償責任を負うものと解 の割合(以下「絶対的過失割合」という。)を認定することができるときには、絶対的過失割合に基づく被害者の過 「複数の加害者の過失及び被害者の過失が競合する一つの事故において、その交通事故の原因となったすべての過失

対して、九〇万一〇三六円から三六万五一七四円を差し引いた五三万五八六二円を請求できる。 たXは、Yに対して、Xの負担部分である三八七万四二六六円を超える八七万三三八八円を求償できる。XはYに2 はその五分の一に当たる九六万八五六六円である。そうすると、Xに代わりCに対して四七四万七六五四円を支払っ 真正連帯責任を負う。そのうち、Xの負担部分はその五分の四に当たる三八七万四二六六円であり、Yの負担部分 五八一万一四〇〇円について、Cの過失分である六分の一を差し引いた残額である四八四万二八三三円の限度で不 最髙裁は、後述の加算的過失相殺により、次のとおり判断した。すなわち、XとYは、Cに対しては、Cの損害

五 加算的過失相殺・相対的過失相殺 ・ 一体的過失相殺

「共同不法行為と過失相殺」の処理については、

ることもある)と「相対的過失相殺」という二つの方法があるとされてきた。設例で考えてみる。

一般的には「加算的過失相殺」(「絶対的過失相殺」と称され

[設例]

当事者は甲、 Z 丙の三者、 過失割合は甲:乙:丙=一対二対三、損害は乙(被害者)に六○○万円発生したと

想定する。

(1) 加算的過失相殺

債務となる。平成一五年判決は「加算的過失相殺」を採用したことになる。 ーニ/六)〕を、甲に対しても、丙に対しても請求できる。甲と丙の債務は四○○万円全額について(不真正)連帯 る。乙は、自己の損害六○○万円から自己の過失分六分の二を過失相殺した後の四○○万円 [=六○○万円×(一 の過失割合二と、乙との関係で加害者がわに立つ甲と丙の過失割合を加算した過失割合四[=一+三]とを比較す 「加算的過失相殺」は、甲に対する関係でも、丙に対する関係でも、同率で過失相殺を行う。設例では、被害者乙

(2) 相対的過失相殺

る場合は、乙と丙との過失割合を、甲の過失を考慮せずに比較する。設例では、乙:丙=二:三という過失割合に なるので、乙は丙に対しては、自己の損害六○○万円から自己の過失分五分の二を過失相殺した後の三六○万円 [= 分三分の二を過失相殺した後の二○○万円 [=六○○万円× (一—二/三)] を請求できる。 乙が丙に対して請求す 設例では、 「相対的過失相殺」は、乙が甲に対して請求する場合は、甲と乙との過失割合を、丙の過失を考慮せずに比較する。 |甲:乙=一:二という過失割合になるので、乙は甲に対しては、自己の損害六〇〇万円から自己の過失

殺」である。 六○○万円×(一—二/五)] を請求できる。平成一五年判決の原審(名古屋高裁)が採用したのが「相対的過失相 相対的過失相殺においては二つの問題が生じる。第一に、相対的過失相殺においても、被害者が受け取ることが

もあり、現にそのような考え方もある。(エン) 甲の債務二〇〇万円と丙の債務三六〇万円のうち少ない額である二〇〇万円の範囲で連帯債務を負うと考える余地 上限額四〇〇万円を差し引いた一六〇万円[=二〇〇万円+三六〇万円-四〇〇万円]となる。しかし、この点は、 を負う範囲は、名古屋髙裁の考え方では、二〇〇万円と三六〇万円を足して、そこから乙が損害賠償を請求できる を得ない。【設例】では、乙が損害賠償を請求できる上限額は四〇〇万円 [=六〇〇万円×(一一二/六)] となる。 できる損害賠償額の上限を設定する必要があるが、この上限額は絶対的過失割合を基準に設定することにならざる 第二に、【設例】における甲と丙との連帯責任の範囲をどう考えるかという問題も出てくる。甲と丙とが連帯債務

発想であり、「加算的過失相殺」は絶対説的発想といえるであろう。 過失相殺の本質に関する議論として、いわゆる絶対説と相対説の対立があるが、「「相対的過失相殺」は相対説的(m)

過失相殺においては、甲と丙に個別に過失を割り付ける必要がない。あくまで[甲及び丙]対乙という図式の中で ちらの加害者と被害者との間でも同率で過失相殺を行うことになる。【設例】における甲及び丙の加害行為を一体と 体として捉え、その一体としての過失割合と被害者の過失割合とを比較して過失相殺を行うものである。当然、ど は六分の二の過失相殺を行うことになり、結果的には前述の「加算的過失相殺」と同じ結果となる。ただ、一体的 して捉え、その一体としての過失割合[四]と被害者乙の過失割合[二]とを比較することになるから、【設例】で 「加算的過失相殺」と似て非なる方法に「一体的過失相殺」がある。これは、共同不法行為者の加害行為を一

平成一三年判決と平成一五年判決をどのように位置づけ、整合的に理解すればよいのかという問題がある。第

乙の過失割合を認定すれば足りる。「一体的過失相殺」は「無意識的・加算的過失相殺」ということができると思わ

あり、 用されるべきであるのは相対的過失相殺であり、そこから出発すべきであるとの見解、③「強い関連共同性」の認い。(マン) 法行為の場合には相対的過失相殺を行うべきであるという見解、④一体的過失相殺を原則とする見解などがある。(ミヒ) められる共同不法行為の場合には加算的過失相殺(もしくは一体的過失相殺)を行い、「弱い関連共同性」の共同不 殺が行われるべきであるとの見解、②第三者が関係していた場合であっても、本来過失相殺の基本的な型として採 殺が行われてよいが、寄与度に差があり、同率の過失相殺を行うのが適当でないと思われる場合には相対的過失相 3 従来の裁判例では、「一体的過失相殺」をするケースが多かったようであるが、それは、それで十分なケースが多ん。(タン) 客観的関連共同不法行為が成立する場合には、共同不法行為者間の寄与度がほぼ同じ場合には加算的過失相 学説を見ると、①主観的関連共同不法行為が成立する場合には原則として加算的過失相殺が行われるべきで

六 若干の検討

かったということに他ならない。

を採用することは徒に事態を複雑にするだけである。 失割合を基準として決めざるを得ない。そのために各当事者に絶対的過失割合を割り付けながら、相対的過失相殺 挙げている。また、相対的過失相殺においても、請求額の上限は設定せざるを得ないが、これは被害者の絶対的過 者保護に手厚い。平成一五年判決において最髙裁も加算的過失相殺のほうが「被害者保護」に手厚いことを理由に 加算的過失相殺は、 平成一五年判決のケースから明らかなとおり、 求徴問題の解決が簡明である上に、

るのである

者は、 採用した点においてそうである。どちらも、場面は違うけれども、「被害者保護」を図ろうという意図は共通してい 葉が出てくる)。平成一三年判決は、医療過誤と交通事故との間に(寄与度減責を認めない狭義の)共同不法行為の において、共通の基盤に立っていることを強調しておきたい(両判決とも、判決文の中に「被害者保護」という言 成立を肯定した点においてそうであるし、平成一五年判決は絶対的過失割合に基づく加算的過失相殺という方法を 両判決は、 民法七一九条の共同不法行為の規定が「被害者保護」を図ろうとした趣旨を尊重するという意味

者の過失を同一平面で比較することが適切でない以上、そこでは相対的過失相殺を採用する以外にはない。 採用したものであると理解することができる。交通事故及び医療過誤という異質な行為と、それぞれに関する被害 る。平成一五年判決によって、判例は、交通事故と医療過誤が競合する共同不法行為に限定して相対的過失相殺を るかのように読める抽象命題を掲げていた。平成一五年判決は、その射程範囲を限定して明らかにしたものといえ 平成一三年判決は、抽象命題としては、かなり広く理解される判示をしており、相対的過失相殺を原則とす

になるであろう。 いう問題に逢着することになる。これは過失を基準とはできないので、結果に対する寄与度をもって判定すること なお、交通事故と医療過誤の競合の場合、共同不法行為者間の求償は一体何を基準にして判定すればよいのかと

与する事故であっても、その間に共同不法行為が成立しない場合には射程が及ばないと考えるべきであろう。加算 複数加害者の間に共同不法行為が成立することを当然の前提としていると解される。したがって、複数加害者が関 の交通事故の原因となったすべての過失の割合を認定することができるとき」に加算的過失相殺を採用しているが、 平成一五年判決は、①「複数の加害者の過失及び被害者の過失が競合する一つの交通事故において」、②「そ

的過失相殺もしくは一体的過失相殺は、加害者相互間で他方加害者の過失も負担させることになるから、その間に 共同不法行為が成立することにより初めて正当化される。

重轢過事故などにおいては、複数の加害行為に社会観念上一体性があって「一つの危難」とは評価できても、「一つ られ、共同不法行為が成立する場合であっても、「一つの交通事故」とまでは評価できない場合がある。例えば、二 味があるとは思えないので、そのような場合でも共同不法行為が成立し、かつ、絶対的過失割合を認定できる場合 の交通事故」とまでは評価できない場合があり得る。しかし、この場合も「一つの」という言葉にさほど重要な意 判例は共同不法行為について客観的関連共同説をとっているが、複数の加害行為に社会観念上一体性が認め

、 であれば、平成一五年判決の射程内と考えるべきであろう。

てはいないが、 述べているだけで、どういう場合にそのような絶対的過失割合を認定できるのかということについての基準は示し 平成一五年判決は「その交通事故の原因となったすべての過失の割合を認定することができるときには」と 相対的過失相殺を採用した平成一三年判決のケースと比較すれば、複数の加害行為が同質で、 加害

者及び被害者の過失を同一平面で比較できるものでなければならない。(22) また、「複数の加害者の過失及び被害者の過失が競合する一つの交通事故において」も、 必ず絶対的過失割合によ

このような場合には相対的に過失相殺する結果となる。この他に、共同不法行為者の一人に被害者の過失を利用す(g) 側の過失」として援用し、丙に対し過失相殺を主張できる。しかし、乙は丙に対して過失相殺は主張できないから、 り衝突し、B車に同乗していた乙の妻丙が負傷したとき、丙から損害賠償を請求された甲は、乙の過失を「被害者 る加算的過失相殺が妥当するわけではない。例えば、甲運転のA車と、乙運転のB車が甲乙両者の過失の競合によ

る故意がある場合、過失の共同不法行為者との関係では過失相殺がなされ、故意の共同不法行為者との関係では過

失相殺が否定されるとすれば、相対的過失相殺がなされたことになる。 (ヨ)

おり「一体的過失相殺」で処理すれば十分と思われる。その意味で、共同不法行為における過失相殺の原則的方法 が競合する事案では「相対的過失相殺」を採用することになる。これら以外の事案においては、これからも従来ど 対的過失割合による「加算的過失相殺」を採用すべきであり、他方、平成一三年判決のような交通事故と医療過誤 平成一五年判決のような求償事案、当事者間の請求が錯綜する事案、多重衝突事案などにおいては絶

注1 このテーマを取り上げた最近の論文として、岩嵜勝成「交通事故と医療過誤の競合」割合的解決と公平の原則七三頁以下が

は、「加算的過失相殺」もしくは「一体的過失相殺」である、ということになる。

2 民集五五巻二号三二八頁、判例タイムズ一〇五九号五九頁、判例時報一七四七号八七頁。

3 民集五七巻七号八一五頁、判例タイムズーー三三号一一八頁、判例時報一八三四号三七頁

本稿は、私が平成一六年五月二二日に日本交通法学会定期総会において行った個別報告を基礎にしている(大幅に加筆し、

書き下ろした論文を寄稿したいと考えていたのであるが、残念ながら、現在の私には諸般の事情からその時間的余裕がなく、 再構成しているが)。本号は、私がお世話になった安次富哲雄先生の退官記念号ということなので、新たなテーマと構想で

このような形となったことを先生にお詫びする次第である。

- 5 この項の記述は、拙稿「共同不法行為―最高裁判決を手掛かりとして―」判例タイムズ一〇八八号四一頁以下に基づく。
- 6 この問題の要約として、 拙稿「自賠法三条と道路管理者贯任」新・裁判実務大系五巻二七頁以下を参照
- 7 為においても、第一次的には全部連帯政任が認められるとすれば、あえて共同不法行為というまでの必要がないケースも多 もっとも、裁判例では、連帯貫任を認める理由付けとして修辞的に共同不法行為の成立を述べるものが多い。競合的不法行

あることが多い。

13

8 立を肯定すべきことを精細に論じたものとして、宮川博史「医療過誤との競合」現代裁判法大系六巻一二一頁以下がある。 賠償法講座五巻二五○頁以下)、全く同感である。訴訟実務の視点から交通事故と医療過誤の競合につき共同不法行為の成 のではないかと指摘されているが(山川一陽・交通法研究二八号一八頁以下、同「交通事故と医療過誤の競合」新現代損害 山川一陽教授は、民法七一九条は被害者保護という政策立法的な規定であるから、それに沿うような解釈をしていってよい

įį

9 平成一三年判決のような交通事故と医療過誤とが競合する事案では、多くの場合、争いの実態は、被害者に発生した損害を うな三者以上の当事者が関与する交通事故でも、争いの実態は各当事者が加入している自動車保険間での負担配分の問題で 医師賠償實任保険と自動車保険とでどのように分担するかという問題であることも忘れてはなるまい。平成一五年判決のよ

11 10 評釈として、吉田邦彦・判例評論五一六号一二頁以下=判例時報一七六七号一五八頁以下、山口成樹・法学教室ニ五二号一 原審の評釈として、 五二頁以下、田高寛貴・法学セミナー五六三号一〇五頁、 頁以下がある。 川嶋四郎・判例評論四八三号四〇頁=判時一六六七号二〇二頁以下、伊藤高羲・別冊ジュリスト・五八 原田健一・自動車保険研究五号一七五頁以下、拙稿・判例タイム

ズー〇八八号四一頁以下などがあるが、集大成として、三村晶子調査官の最高裁判例解説(法曹時報五五巻一二号三二〇四

12 村也寸志・最高裁判例解説・法曹時報五六巻一〇号二五四九頁<注2>)、安堵した次第である。 原審の内容については、日本交通法学会における私の個別報告が交通法研究三三号に掲載される予定である。何回読み返し ても原審の内容を十分に理解できないのは私の能力のせいかと危惧していたが、中村調査官も同様の指摘をされており(中

頁以下)がある。

評釈・解説(匿名コメントを除く)として、丸山一朗・週刊自動車保険新聞二〇〇三年一〇月八日、同・損害保険研究六六

以下、水野鎌・ジュリストーニ六九号九三頁以下、背野博之・判例評論五四四号ニニ頁=判例時報一八五二号一八四頁以下、 巻一号二六三頁以下、吉村良一・法学教室二八二号一一二頁以下、中村也寸志(調査官)・ジュリスト一二六二号一四三頁 ト二〇〇三(法学教室二八二号別冊付録)二三頁、國井和郎・私法判例リマークス二九号六六頁以下、松村弓彦・NBL七 加藤了・法律のひろば二〇〇四年九月号七〇頁以下、大工強・判例タイムズー一五四号九四頁以下、前田陽一・判例セレク 九一号九五頁以下、さらに中村調査官の最高裁判例解説(法曹時報五六巻一〇号二五三六頁以下)がある。

15 14 「一体的過失相殺」という呼称は私が初めて使用するものかもしれないが、この分類は実務家の間では前からあるものであ 相殺」交通事故賠償の新たな動向四六三頁、冨上智子「複数加雷者関与事故の損害賠償における諸問題」判ター一三八号一 る(馬塲純夫「三者関与事故の過失割合」赤い本二〇〇一年版三一七頁、高野真人「複数加害車両関与型事故における過失 「加算的過失相殺」「相対的過失相殺」という呼称は能見喜久「共同不法行為費任の基礎的考察(八・完)法学協会雑誌一〇 額だけを負わせる「個別的過失相殺」という概念を導入している。 二巻一二号二二一四頁以下が使用したのが嚆矢であろうか。能見教授は、この他に、当該加害者の最終的負担割合に応じた

18 別冊判例タイムズ一号(昭和五〇年)二一頁以下参照。

17

16

頁。

丸山一朗・週刊自動車保険新聞二〇〇三年一〇月八日二頁四段目の説明が、この考え方である。 例えば、野村好弘「絶対的過失相殺と相対的過失相殺」交通事故損害賠償の新潮流一二四頁。

- 19 護士会交通事故処理委員会編・寄与度と非典型過失相殺四二七頁以下)も、一体的過失相殺の趣旨と思われる 同一の過失割合を考える場合、共同不法行為者の過失の重い方を基本に過失割合を定めるべきであるとする見解(東京三弁
- 20 すべき事情がある場合には個別的過失相殺(当該加害者について、その者の最終的負担割合に応じた額だけ負わせる方法) 能見善久「共同不法行為贯任の基礎的考察(八・完)法学協会雑誌一〇二巻一二号二二一四頁以下。さらに、寄与度減貴を

が認められてよく、また、加害者の一人と被害者の一人との間に特別の関係が認められる場合には、 当該加害者の過失割合

を被害者側の過失として加算するのが適当である、と主張される。

21 認められるような場合には加算的過失相殺を行い、単に不法行為が競合したにすぎないような場合には相対的過失相殺で処 窪田充見・過失相殺の法理二三七頁以下。続けて、試論として、連帯贁任という効果を生ぜしめる加害者間の関連共同性が

22 原田健一・自動車保険研究五号一九〇頁。 丸山一朗・週刊自動車保険新聞二〇〇三年一〇月八日二頁も同旨。

理すればよい、と主張される。

23 馬場純夫「三者関与事故の過失割合」赤い本二〇〇一年版三一八頁。

24 従来の裁判例については、東京三弁護士会交通事故処理委員会編・寄与度と非典型過失相殺四三○頁ないし四五○頁に詳し

いので、本稿では省略する。同様の認識は、 高野・前掲四五八頁に示されている。

誤解をおそれずいえば、法律論はできるだけシンプルであることが望ましい

筆者は平成一三年判決を民法七一九条の解釈について被害者保護の原点に回帰した判決として高く評価している(拙稿「共

同不法行為」判例タイムズー〇八八号四一頁以下)。

27 一般的には医療事故との関係では被害者に認められる過失というのはないか、もしくは交通事故の場合よりも少ないと思わ

被害者の過失が、交通事故による損害を拡大したという意味において、交通事故の加害者との関係で斟酌できるかという問 れるから、 過失相殺の点だけを考えれば、医療機関を被告とする方が被害者側には有利になるであろう。医療過誤における

題はあるが、平成一五年判決はそれを否定するものである。

28 吉村良一・法学教室二八二号一一三頁は反対する。 背野博之・判例時報一八五二号一八六頁 「一つの事故」かどうかという問題は、共同不法行為かどうかの問題と同じであると考えることもできる、とする。中村調 (判例評論五四四号二四頁) は

査官の理解は筆者と同じである(中村・法曹時報五六巻一○号二五四八頁)。

あり、かつ、その過失が被害者に生じた損害の原因となっていなければならないと述べる。

背野・前掲一八六頁は、同じことを指摘しながら、被害者の過失はどの加害者との関係においても過失と評価されるもので

最判平成一一年一月二九日判例時報一六七五号八五頁・判例タイムズ一○○二号一二二頁の事案はこのようなケースであ

31

30

る್ಠ

骨野・前掲一八五頁。裁判例として、甲府地判昭和五三年一二月一八日判例時報九二七号二一七頁、東京高判昭和六二年一

月二八日判例タイムズ六五三号一二〇頁。